

【学校開放の使用条件】（令和3年10月更新）

- ・施設使用日から1週間以内に名簿を提出すること
- ・使用者及び観客は十分な距離を確保し、密集・密接をさけること。（新規）
- ・使用中は、大声での会話や応援をしないこと。
- ・使用前に全員の体調を確認すること。

下記に該当する者がいる場合は利用を見合わせる

1. 体調がよくない場合（発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
2. 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
3. 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- ・マスクを着用すること。（準備及び片付け、ミーティング時は必ず着用すること）

ただし、運動中については利用者の判断とする。

運動中にマスクを着用しない場合は、十分な距離を確保すること。

- ・施設を入退出時には、アルコールで手指の消毒をすること
- ・こまめな手洗い・うがいをする
- ・十分な距離を確保し、密集・密接をさける
- ・窓や扉を開け、定期的に換気を行う

- ・【体育館】使用した道具、場所（トイレなど）、触った場所（ドアノブなど）は、消毒液で消毒すること

- ・施設使用日から2週間以内に、新型コロナウイルス感染症を発症及び濃厚接触者となった場合は、スポーツ推進係に速やかに連絡をすること。（関係者も含む）